変更届出・書換申請(行商「する」・「しない」を変更した場合)

【必要書類】

書　類　名	備　　考
変更届出・書換申請書 (別記様式第６号その１(ア))	記載要領は次頁以降の記載例参照

【届出期限】
　変更があった日から１４日以内
【届出先】
　主たる営業所を管轄する警察署
【書換手数料】
　１，５００円

※　申請手数料は長崎県収入証紙で納付してください。
※　警察署内（大村警察署を除く）でも、長崎県収入証紙を購入できます。

別記様式第６号その１（ア）（第５条関係）

資料区分	２１		受理年月日	5.令和	年	月	日
受理警察署		（　　署）	書換交付日	5.令和	年	月	日

変更届出
書換申請書

古物営業法第７条第２項の規定により変更の届出をします。
古物営業法第７条第５項の規定により許可証の書換えを申請します。

○○　年○○月○○日

長崎県　公安委員会　殿

届出（申請）者の氏名又は名称及び住所
長崎市松が枝町○番○号
株式会社アンティーク
（代表　長崎太郎）

許可の種類	(1.)古物商　2.古物市場主
許可証番号	○○○○○○○○○○○○
許可年月日	3.昭和 (4.)平成 5.令和　2 0 年 1 1 月 0 1 日
氏名又は名称	(ﾌﾘｶﾞﾅ) ｱﾝﾃｨｰｸ (漢字) 株式会社アンティーク

変更・書換事項

変更年月日	3.昭和 4.平成 (5.)令和　0 3 年 0 1 月 2 0 日
氏名又は名称	(ﾌﾘｶﾞﾅ) (漢字)
法人等の種別	1.株式会社　2.有限会社　3.合名会社　4.合資会社　5.その他法人　6.個人
住所又は居所	都道府県　市区町村 電話（　）　－　番（内線　） 本(国)籍（　）
行商をする者であるかどうかの別	(1.)する　2.しない
主として取り扱う古物の区分	01 美術品類　02 衣類　03 時計・宝飾品類　04 自動車　05 自動二輪車・原付 06 自転車類　07 写真機類　08 事務機器類　09 機械工具類　10 道具類 11 皮革・ｺﾞﾑ製品類　12 書籍　13 金券類　（いずれか1つに○を付けること）

変更区分			1.削除：従前の代表者等を削除（旧欄のみ記載） 2.追加：新たに代表者等を追加（新欄のみ記載） 3.変更：旧欄に記した人の届出事項を変更（新欄・旧欄ともに記載） 4.交替：従前の代表者等が退任するとともに、新たに代表者等が就任（新欄・旧欄ともに記載）
変更年月日			3.昭和 4.平成 5.令和　年　月　日
代表者等	旧	種別	1.代表者　2.役員　3.法定代理人
		氏名	(ﾌﾘｶﾞﾅ) (漢字)
		生年月日	西暦 0 / 明治 1 / 大正 2 / 昭和 3 / 平成 4 / 令和 5　年　月　日
	新	種別	1.代表者　2.役員　3.法定代理人
		氏名	(ﾌﾘｶﾞﾅ) (漢字)
		生年月日	西暦 0 / 明治 1 / 大正 2 / 昭和 3 / 平成 4 / 令和 5　年　月　日
		住所	都道府県　市区町村 電話（　）　－　番（内線　） 本(国)籍（　）

記載要領
1　最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
2　不要の文字は、横線で消すこと。
3　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。